

委託業務企画提案説明書

1 委託業務名

令和5年度（2023年度）北見・佐呂間地区調査捕獲事業（エゾシカ捕獲困難地対策事業）委託業務

2 業務の目的

広域的なエゾシカによる農業被害を防止するため、各市町村が協議会を設置して実施する鳥獣被害防止総合対策交付金事業によって、捕獲等が実施されているところである。しかし、市町村境界付近においてもエゾシカの生息は確認されており、各市町村単独では越境するエゾシカの捕獲は困難である。また、地域における捕獲は銃猟による捕獲が中心で、国有林等が設定する銃猟立入禁止区域等では捕獲が進んでいない。

そこで、2市町にまたがる北見・佐呂間地区において、わなを用いたエゾシカの広域的な捕獲を実施しながら、わなの設置方法や誘引等の技術検証を行い、その後の本格捕獲事業につながる効果的かつ効率的な捕獲手法を確立する。

3 業務の内容

（1）地区における効果的、効率的なわなによる捕獲方法の検証と設定

生息状況調査などから、わなによるエゾシカの捕獲場所を設定し、調査捕獲を実施しながら、より多くのエゾシカが捕獲できる最適な実施方法を導き出し、エゾシカの行動を把握しつつ、省力化や経済的な効果などを図る方法を検証するとともに、本格捕獲事業につながる流れを作る。

（留意事項）

- 調査捕獲の実施場所は網走中部森林管理署管内国有林及び隣接地とし、企画提案内容を踏まえ、北海道と受託者が協議の上、決定する。
なお、捕獲の効率化の検証に必要であれば、調査捕獲実施箇所数は問わない。
- 調査捕獲事業の目標捕獲頭数は20頭とする。
- 調査捕獲の実施期間は契約日から令和6年（2024年）3月までのうち60日間程度とするが、調査捕獲事業による目標捕獲頭数が確保できた時点、若しくは本事業に係る捕獲目標相当の経費に達した時点で本格捕獲事業に移行する。また、60日間には生息状況等調査期間及び捕獲効率維持のための捕獲休止期間を含む。
- わなは鳥獣保護管理法で法定猟具として認められているものを使用すること。
- 調査捕獲事業で実施した方法（器具、用具、誘引技術等）は、道内の捕獲効率向上を目指すため普及することを目的として、原則公表の対象とするものとする。
なお、特許等に関する特殊技術と認められる場合、公表の対象とするかは道と受託者が協議して決めるものとする。
- 調査捕獲に必要な資材は受託者で用意することとし、機器の運用に掛かる経費（通信料を含む。）は受託者で負担すること。
- 調査捕獲事業で実施した内容は、エゾシカの捕獲実績に加え、最初にわなを設定した方法（創意工夫した点や考え方）から、期間中に変更した点などについても、写真データにより成果品において説明すること。
- 捕獲したエゾシカの個体は、有効活用施設での利用または、処分施設等での廃棄処分により適切に処理することとし、現地埋設は行ってはならないものとする。
- 調査捕獲事業により設置したわなは、次に示す本格捕獲事業においても使用するため、わなの撤去については、本格捕獲事業の終了後とし、ここに合わせた事業終了期間とする。

- ・事業の終了となるわな撤去までの主要な調査捕獲に係る経費については、本格捕獲事業の開始に合わせ、部分払いができるものとする。

(2) 本格捕獲事業等への引き継ぎ

調査捕獲事業の受託者は、後に続く本格捕獲事業について北海道と随意契約を締結し、本格捕獲を実施する。本格捕獲に当たっては、調査捕獲事業で得た検証結果を踏まえ、事業を円滑に移行できるよう準備すること。

本格捕獲事業における捕獲目標頭数は30頭以上とする。

本格捕獲に係る捕獲1頭当たりの単価は1万8千円とする。捕獲から処分等までの作業を受託者自らが行う場合（再委託も含む）、費用の増額が生じても当該単価は増額しないものとする。ただし、捕獲作業を除く運搬から処分等までの作業を他の事業者が受託する場合は、捕獲作業の費用を除いて算出した内容により、別に単価契約を結ぶことができるものとする。

なお、企画提案段階においては記載予定の項目等の構成を提案するものとする。

(留意事項)

本格捕獲事業の実施においては、運搬処分等に係る事業を分けて実施する場合もあるため、予め運搬処分等を分けて実施する予定がある場合の円滑な事業の流れについては、事前調整を図るものとする。

4 成果品

(1) 納入成果品

実績報告書 紙媒体（A4版 1部）、電子媒体（DVD-R等 1枚）

(2) 納入期限

令和6年（2024年）3月22日（金）

5 委託期間

契約締結の日から令和6年（2024年）3月22日（金）まで

6 予算上限額

4,088千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

7 手続等

公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、別紙1「参加表明書」に関係書類を添えて、事務担当部課に提出すること。

なお、事務担当部課において次項8に記載の参加資格の有無についての審査を行ったときは、審査結果を通知するとともに、資格を有する者に対しては企画提案書等の提出を依頼する。

(1) 事務担当部課（提出・問合せ先）

北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課自然環境係

〒093-8585 北海道網走市北7条西3丁目

電話番号：0152-41-0630 F A X：0152-44-3122

(2) 企画提案説明書等の交付

ア 交付期間 令和5年（2023年）10月6日（金）から令和5年（2023年）11月8日（水）まで

イ 交付方法 (1)の場所で直接交付またはインターネット交付

北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課自然環境係のウェブページ

(<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/>) でダウンロードすることができる。

(3) 参加表明書の提出

- ア 提出期限 令和5年(2023年)10月20日(金)午後5時(必着)
- イ 提出場所 (1)に同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵送(特定記録、一般書留、簡易書留のいずれか)により1部提出

(4) 企画提案書の作成・提出

- ア 作成方法 別紙2「企画提案書作成要領」による。
- イ 提出期限 令和5年(2023年)11月8日(水)午後5時(必着)
- ウ 提出場所 (1)に同じ。
- エ 提出方法 持参又は郵送(特定記録、一般書留、簡易書留のいずれか)により7部提出
※うち1部には表紙及び各ページに企画提案書の名称を記載し、残部には企画提案者の名称等を記載しないこと。

8 企画提案への参加資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 単独法人又は複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。

(2) 単独法人又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 北海道内に本社若しくは事業所等(本業務を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人又は特定非営利活動推進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

(イ) 本社が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

(ウ) 消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

ケ コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、この公募型プロポーザル方式に参加する者でないこと。

コ 過去3年間において、国(公団、独立行政法人及び国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人を含む。)からエゾシカの捕獲業務又は生息状況等調査を受託し、適切に業務を履行した実績を有すること。

サ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第14条の2第7項の規定に準じた認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者であること(認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者は、別表による。)

9 最良の提案をした者の選定方法

プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において企画提案者からヒアリングを行うとともに、企画提案書の内容を次項10に記載の審査基準に基づき審査し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。ヒアリングの日時及び場所は別途通知する。企画提案者が5者を超える場合は書類審査による第1次審査を行い、評価が上位の企画提案書を提出した5者に限ってヒアリングを行う。

なお、企画提案者が1者の場合においても審査を実施する。また、審査の結果、最良と判断される提案がない場合は、特定者を選定しないことがある。

10 プロポーザル審査基準

次の事項を審査会における審査基準とする。

（1）実施体制・業務遂行能力

- ・業務を遂行する上で必要な専門知識及び技術を有しているか
- ・責任者等総括的な業務処理体制は敷かれているか
- ・地区担当責任者や役割分担、人員配置等の実施体制は整っているか
- ・効果的な業務の遂行が期待できる全体スケジュールであるか

（2）捕獲計画

ア 実施場所の選定

- ・地域の現況及びエゾシカの行動特性を踏まえた選定であるか
- ・わなの設置に適した場所選定であるか

イ 捕獲手法の選定

- ・現地の地形等及びエゾシカの行動特性を踏まえた選定であるか
- ・捕獲目標頭数を達成できるような手法か

ウ 捕獲の実施

- ・捕獲実施方法、手順、規模は適切か
- ・捕獲及び捕獲個体の確認方法は適切か
- ・捕獲実施時の安全対策や連絡体制は適切か
- ・捕獲地周辺住民等への周知方法は適切か

エ 捕獲個体の処理及び有効利用

- ・捕獲個体の処理方法及び受入先等は適切か
- ・捕獲個体の処理又は食肉利用等が可能な手法や計画となっているか

オ 捕獲手法の検証

- ・捕獲結果、誘引方法や捕獲手法の詳細とその効率性、実施体制、支障となった点や課題、反省点を検証できる内容となっているか

（3）本格捕獲事業等への移行について

- ・捕獲手法の検証結果を本格捕獲事業へ反映できる計画となっているか
- ・捕獲方法や人員配分、運搬処分等の移行計画は適切か

11 委託契約に関する基本的事項

（1）提案内容の調整

業務内容の詳細は、企画提案の内容を基本として北海道と受託者が協議して決定する。その際、企

画提案の内容から修正・変更が加えられる場合がある。

(2) 見積書の提出

原則として、審査会で選定された特定者に対し、所定の手続を経た上で、当該業務に係る見積書の提出を依頼する。

(3) 契約保証金

受託者は、委託者である北海道が免除する場合を除き、契約締結時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めるものとする。

(4) 前金払

受託者は、委託料の10分の3に相当する額の範囲内で前金払の請求をすることができる。

(5) 再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(6) 著作権及び知的財産等の取扱い

本業務により生じた著作権その他の権利は北海道に帰属するものとする。

また、成果品及びその構成素材に含まれる第三者の権利(著作権、二次的著作物の創作及び利用権。)に関する交渉及び処理は受託者が行うこととし、その費用は委託料に含むこと。

(7) 個人情報の保護

本業務の処理に当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「個人情報保護法」という。)、北海道個人情報保護条例(平成6年条例第2号)を遵守すること。

12 その他

(1) 参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがある。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(2) 企画提案に掛かる経費は、企画提案を行う者の負担とする。

(3) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

(4) 電子メールによる提出は認めない。

(5) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。

(6) 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差替え及び再提出は認めない。

(7) 提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加表明書の提出があっても参加の意思がないものとみなす。

(8) 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲内において、複製することがある。

(9) 審査会に参加しなかった場合には、棄権したものとみなす。

(10) 企画提案書の内容に虚偽の記載があることが判明した場合、その他業務を遂行できない重大な事由が発生した場合は、審査会で審議の上、失格とすることがある。

(11) 審査の結果は、特定者名を記載の上、書面により通知するものとする。

(12) 特定者名及び全ての提案者の評価得点については、公表するものとする。

(13) 公正性、透明性、客観性を期すため、選定された企画提案書を公表することができるものとする。

別表 法第14条の2第7項の規定に準じた認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者

区 分	要 件
認定鳥獣捕獲等事業者	委託しようとする事業において実施しようとする猟法に関する法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者であること。
その他環境省令で定める者 (法施行規則第13条の6の規定で定める者)	<p>次の(1)から(4)までのすべてを満たす者であること※1。</p> <p>(1) 法施行規則第19条の4第1項第1号の規定に準じた安全管理規程を有すること。</p> <p>(2) 捕獲従事者が狩猟免許を有し、かつ、法施行規則第19条の8第4号の規定に準じた損害保険契約の被保険者であること。</p> <p>(3) 4名以上の捕獲従事者を有すること※2。</p> <p>(4) 過去3年間において、国(公団、独立行政法人及び国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人を含む。)からエゾシカの捕獲業務又は生息状況等調査を受託し、適切に業務を履行した実績を有すること。</p>

※1 コンソーシアムにあっては(3)の捕獲従事者数及び(4)の実績について、コンソーシアム構成員の合計値とすることができる。

※2 ただし、わなにかかったエゾシカを確実に捕獲するために装薬銃を使用する場合には、装薬銃を使用する捕獲従事者を2名以上有すること。